

商工観光労働企業委員会会議記録

商工観光労働企業委員長 大友 栄二

1 日 時

令和元年5月27日（月） 午後2時01分から
午後4時40分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

大友栄二、元吉俊博、太田正美、浦野英樹、馬場林、戸高賢史、後藤慎太郎

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

阿部長夫、井上明夫、藤田正道

6 出席した執行部関係者の職・氏名

商工観光労働部長 高濱航、労働委員会事務局長 後藤素子、企業局長 岡本天津男
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 令和元年度行政組織及び重点事業等について、執行部から説明を受けた。
- (2) 第3期ツーリズム戦略について、大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策について、創業支援実績について及び企業誘致の状況について、執行部から報告を受けた。
- (3) 県内所管事務調査の行程について決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 油井勝彦
政策調査課政策法務班 主査 中川悠

商工観光労働企業委員会次第

日時：令和元年5月27日（月）14：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 労働委員会関係 14：00～14：30

- (1) 令和元年度行政組織及び重点事業等について
- (2) その他

3 企業局関係 14：30～15：00

- (1) 令和元年度行政組織及び重点事業等について
- (2) その他

4 商工観光労働部関係 15：00～16：30

- (1) 令和元年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
 - ①第3期ツーリズム戦略について
 - ②大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策について
 - ③創業支援実績について
 - ④企業誘致の状況について
- (3) その他

5 協議事項 16：30～16：40

- (1) 県内所管事務調査について
- (2) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

大友委員長 ただいまから委員会を開きます。

これより、労働委員会関係の説明に入ります。
説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず、私から御挨拶をさせていただきます。

〔委員長挨拶〕

大友委員長 それでは、まず委員の皆さんより自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

大友委員長 また、本日は委員外議員として阿部長夫議員、井上明夫議員、藤田正道議員に出席していただいております。

大友委員長 次に、事務局職員を紹介します。

議事課の油井君です。（起立挨拶）

政策調査課の中川君です。（起立挨拶）

大友委員長 続きまして、執行部の自己紹介をお願いします。

〔後藤労働委員会事務局長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

大友委員長 ここで労働委員会の審査に入る前に、委員の皆さまに、委員外議員の発言についてお諮りします。

委員外議員からの発言の申出については、会議規則により、委員会がそれを許すか否かを決めると定められています。

議事の円滑な運営のため、本日の委員会以降、委員の皆さまから特に御異議が出た場合を除き、その発言を許すか否かについては、委員長に御一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 御異議がないので、委員外議員の発言を許すか否かについては、委員長に御一任いただきます。

次に、委員外議員の皆さまに申し上げます。委員外議員の方が、発言を希望する場合は、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発

言願います。

それでは、令和元年度行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

後藤労働委員会事務局長 それでは、労働委員会の概要について御説明します。

お手元にお配りしている商工観光労働企業委員会資料の1ページを御覧ください。

まず、1の組織についてですが、労働委員会は、労使関係の公正な調整を図るため、労働組合法及び地方自治法に基づき設置された独立の行政委員会です。

委員の任命は知事が行い、任期は2年です。委員は、公益委員・労働者委員・使用者委員の三者からなり、定数は政令により、それぞれ5名の計15名で構成されています。

委員名簿は次の2ページに掲載していますので、御参照ください。

1ページに戻りまして、（2）事務局ですが、調整審査課調整審査班の1課1班体制で、職員は事務局長以下8名です。

次に2の分掌事務についてですが（1）の不当労働行為事件の審査等に関することから（7）までに記載の事務を担当しています。

次に3ページをお開き願います。3の委員会活動です。まず、（1）の定例総会及び公益委員会議のうち、①の総会ですが、これは委員全員で定期的に開催する会議で年間で22回開催し、あっせん員候補者の委嘱や解任等の審議を行うとともに、不当労働行為事件やあっせんの処理状況などについて報告を行う会議です。

次の②公益委員会議ですが、公益委員のみで構成される会議で不当労働行為事件の審査や労働組合の資格審査等を審議する会議です。

次に（2）の審査・調整等です。まず、①不当労働行為事件の審査です。これは労働組合又は労働者からの救済申立てにより、使用者が労働組合法で禁止されている不利益取扱いや団体交渉拒否等の不当労働行為を行ったかどうかを

調査や証人尋問により審査し、命令を出したり、和解の勧奨を行うものです。

通常は2名の公益委員が審査委員となり、審査を行い、労働者委員、使用者委員各2名が参与委員として助言を行います。

次に②労働争議の調整ですが、これは労働組合と使用者との間で労働条件等に関する紛争が発生し、自主的な解決が困難な場合、労使いずれか一方又は双方からの申請に応じて、労・使の主張を公正な立場で調整し、話し合いによる円満な解決を図るもので、通常公益委員、労働者委員、使用者委員各1名、計3名があっせん員として担当しています。

次の③個別労働関係紛争のあっせんですが、これは個々の労働者と事業主等との間で起きた労働条件等に関する紛争をあっせんにより解決するもので、手続等は②の労働争議の調整と同様です。

次に④労働組合資格審査ですが、これは労働組合が不当労働行為の救済を受けようとする場合や労働組合の法人登記を行う場合、また、労働委員会の労働者委員の推薦を行う場合に必要な手続として、労働組合法の規定に適合する組合であるかどうかの審査を行うものです。

次に4の年別事件等取扱状況を御覧ください。

平成30年は、不当労働行為事件を3件、集団あっせんを2件、個別あっせんを1件、労働組合資格審査を3件取り扱ったところです。

平成31年は4月末現在で、不当労働行為事件が2件、労働組合資格審査が2件となっています。

次に最後のページ、4ページを御覧ください。5の労働相談業務です。

労働委員会では年間を通じて労働相談を受けています。特に相談を集中的に受ける労働相談週間を2月と10月の年2回実施し、この期間は夜間や土曜、日曜も相談を受け付けています。

平成30年の状況については、内訳を相談者別にみますと、労働者が167人、使用者が10人の計177人から相談がありました。

相談内容については、賃金等に関するものが81件で一番多く、これは、賃金の未払や減額、

退職金などに関するものです。

次に労働条件に関するものが70件で、これは募集条件と実際の労働条件との相違や労働時間、年次有給休暇などに関するものです。

その他として97件ありますが、これは近年増加傾向にあるパワハラなど、主に職場の人間関係に関することなどであり、合計で320件です。

なお、労働相談件数の推移については中ほどの表に記載しているとおりです。平成30年は前年に比べ、件数で26件、率にして8.8%の増となっています。労働相談についても引き続き積極的なPRに努め、しっかりと対応してまいります。

次に、6の令和元年度当初予算ですが、一番左の列、目欄の委員会費1,222万9千円、事務局費7,398万円で、合計は8,620万9千円です。

このうち、委員会費については、委員15人分の報酬と不当労働行為事件の審査、あっせん、定例総会や各種会議への出席旅費など、委員会運営に要する経費です。

最後に、事務局費ですが、事務局職員の人件費と運営費です。

また、お手元に平成30年版大分県労働委員会会報をお配りしていますので、あわせて御参照いただければと存じます。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見などはございませんか。

浦野委員 今回初めて議員になりまして、初の委員会ということで、労働相談件数のうち、相談週間の割合が非常に多いということで、相談をしたいと思っているけど、きっかけがなかったと。それを何らかの形で知って相談に来られたという方が多いのかなという印象を受けたのですが、これは具体的にはどのような広報活動について一番反応が大きかったか、何か情報がありますか。

後藤労働委員会事務局長 労働相談については今、委員おっしゃられたように、年2回の労働相談の強化週間、「悩まず どんとこい労働相談」と銘打っていますが、その期間を中心に広

く広報をしています。ポスターや、リーフレットの配布や市町村広報への掲載、またテレビ、ラジオの広報なども行っているところです。やはり年間を通じてというよりも、その期間を中心として、この労働委員会の存在、労働委員会が労働相談を行っているということを県民の皆さまに広くお知らせしているところです。労働相談を知った経緯、契機としては、インターネットで知ったという人が一番多く、次にホームページを見てという方、それから市町村広報、テレビ、ラジオ、また行政からの紹介、この順番となっています。

戸高委員 労働相談はEメールでも受け付けているんですかね、これは。Eメールの欄が一応ありますけども。

後藤労働委員会事務局長 基本的には対面、あるいは電話相談で対応しています。

戸高委員 この欄があるということは、一応Eメールでの相談受付で回答する体制もあるということでしょうか。Eメールなどと書いていますけど。

江藤調整審査課長 Eメールで大分県のホームページから相談できるような形をとっているんですけれども、残念ながら30年度の実績はゼロです。対応はとっています。

馬場委員 4ページのところで労働相談の中身のその他の部分でパワハラとかが多いというお話があったんですが、相談をされた後は、その解決はされているんですか。いろんなケースが多々あると思うんですけども、パワハラ以外にその他にどんなものがあるのかということと、相談した後の部分は、解決するようなこともあるんですか。

後藤労働委員会事務局長 労働相談で解決というのはなかなか難しいかなと思います。ただ、法令違反であれば相談を受けて、うちから労働局であったり、例えば労働基準法違反の案件では、労働基準監督署にちゃんと申し出てくださいということで、そういう機関につながりことで解決はなされることとなります。

それ以外に、パワハラ若しくはセクハラであったり、職場のいじめ、嫌がらせなどがありま

すけれども、そういった法令違反以外のものであれば、例えばそういった職場の問題について何か相手方に謝罪を求めたいとか、あるいはその職場において、事業者のパワハラ対策をしっかりとってもらいたいという意向の相談を受けた場合は、例えば謝罪を受けたいといったことであれば、民事の話になりますので、弁護士につながりこともありますし、あるいはそういう職場の問題、使用者側の対応を何とか求めたいということであれば、うちがあっせんにつないで、あっせんを通じてこの問題の解決を図っていくことにしているところです。

馬場委員 そのパワハラ以外に、法令違反以外としてどういう相談が多いですか。

後藤労働委員会事務局長 例えば具体的には、給与の減額とかではなくて、その他の中でのパワハラ以外にどういうものがということですね。

江藤調整審査課長 例えば新規に採用された方で労働条件が示されたものと実際とが違ふとか、月何時間残業するという形になっていたけど、実際はできないんで、予定の賃金がもらえないとか、そういうものがありますし、最近はやっぱパワハラが多いんですけれども、同僚とか、そういう課の職員からの嫌がらせについての相談も多くなりまして、その辺になるとなかなか相談だけでは一挙に解決するような問題ではありませんので、局長がお答えしたように、労働局に紹介したり、あとは謝罪を求めたり損害賠償を求めるときには弁護士を紹介したりというのがあります。

太田委員 公益委員の任期は2年ですが、労働委員会会報の3ページによると、41期とか45期とかあります。再任はその人の希望なんですか、それとも選考委員会か何かで最長何年かという決まりはないんですか。

後藤労働委員会事務局長 公益委員の任命に関しては、商工観光労働部が所管していて、直接労働委員会事務局で、委員の選考あるいは更新等についての事務は取扱ってはいません。

江藤調整審査課長 関連ですが、公益委員は、知事が任命するんですけれども、労働者委員は労働組合からの推薦、使用者委員は使用者団体

からの推薦を受けて知事が任命するという形になります。推薦の回数が多い方については、今、使用者委員で6期の方が一番長いのですが、それぞれの団体がどういう形で推薦されるかということによります。公益委員は5期の委員長が一番長いのですが、そういう形で選び方が若干違います。選んでいるのは知事で、雇用労働政策課で事務を取り扱っています。

太田委員 すみません、言い方が悪いんですけど、公益委員をずっと長くすることの弊害というのはないかなという気がするんですよ。もう辞めていただきたいとは言いづらい。相手は弁護士さんですので、非常にそういう意味で歯止めがない、10期も可能ということなのか。こういうところをやっぱり組織としてちゃんとチェックせないけんのやないかという気もあるんですよ。ですから、労働者委員、使用者委員はいいとしても、公益委員の任期の上限については、やっぱり、どこかで歯止めとか、そういうことを考えておくことも必要なのかなと感じましたのでお聞きしました。

大友委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の皆さんはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 以上で予定されていた案件は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別にないようですので、これをもって労働委員会関係を終わります。

執行部の皆さまは大変お疲れさまでした。

〔労働委員会退室、企業局入室〕

大友委員長 これより、企業局関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず、私から御挨拶申し上げます。

〔委員長挨拶〕

大友委員長 それでは、委員の皆さんより自己

紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

大友委員長 次に、事務局職員を紹介します。

議事課の油井君です。（起立挨拶）

政策調査課の中川君です。（起立挨拶）

大友委員長 続きまして、執行部の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔岡本企業局長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

大友委員長 それでは、令和元年度行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

岡本企業局長 それでは、まず私から企業局の概要について御説明します。

お手元の企業局業務概要の1ページをお開きください。

(1)に記載していますが、企業局は大分県が経営する地方公営企業で、県の一般会計とは別に事業ごとに特別会計を設けて経理を行っています。

地方公営企業が行う事業には、水道事業や病院事業等がありますが、企業局では、本県の豊かな水をいかして、電気事業と工業用水道事業の二つの事業を実施しています。

(2)は地方公営企業の基本原則を記載しています。

地方公営企業は、県の一般行政と比べ、その経費が、それを利用する人の支払う料金によって賄われているところに大きな特徴があり、地方公営企業法に定められた企業の経済性の発揮と公共の福祉の増進という経営の基本原則により運営を行っています。

次に、2ページを御覧ください。

企業局では、施設の老朽化や大規模災害への備え等を踏まえた事業を、より長期的な視点、展望に立って推進していくため、平成30年度から向こう10年間を計画期間とする企業局経営戦略を策定したところです。

ページ下部の経営理念にありますが、大分の豊かな水を活かし、地域を支えるということを掲げ、さらに計画期間を「Road to Evolution～進化のための10年間～」

と位置付け、発電所リニューアル等により一時的に収支状況が厳しくなることが見込まれていますが、経営基盤強化のために必要な事業を推進します。

具体的には、3ページの経営理念実現のための三つの柱にあるように、戦略の柱Ⅰ効率的・効果的な経営の実現、戦略の柱Ⅱ安定的なサービスの提供、戦略の柱Ⅲ地域社会への貢献、県民福祉の向上の三つの柱に基づいて事業を実施します。

以上で私からの概略の説明は終わりますが、引き続き担当課長から各事業の概要等について説明申し上げます。

姫野総務課長 引き続き、企業局の組織等について御説明します。

7ページ、(1)組織図を御覧ください。企業局は、県庁舎新館4階にあります本局の総務課及び工務課と、大分市中判田にあります発電・工業用水道事業を一元的に管理する総合管理センターで組織しています。

なお、所属別の職員数の内訳は下段の(2)に記載のとおりです。

次に、令和元年度の当初予算について説明します。11ページをお開き願います。

なお、資料には平成31年度と記載していますが、令和元年度と読替えをお願いします。

電気事業の収益的収支ですが、平成31年度当初予算額(A)の列で、電気事業収益から電気事業費用を差し引いた一番下の欄、収支差額は、8,696万2千円となる見込みです。

続きまして、14ページをお開き願います。

工業用水道事業の収益的収支ですが、平成31年度当初予算額(A)の列で、一番下の欄、収支差額は、1億8,482万4千円の黒字を見込んでいます。

続きまして、各事業の概要等について御説明します。

5ページ及び6ページに折り込んでいる企業局の施設位置図を御覧ください。

まず、電気事業は、図面中ほどの竹田市直入町にあります、緑色の台形で示している芹川ダム及び右下の宮崎県との県境にあります北川ダ

ムの二つの多目的ダムと、赤い印で表示している13か所の発電所により発電を行い、九州電力に売電しています。

続きまして、19ページをお開き願います。

(1)の電気事業の概要を御覧ください。

電気事業では、単に発電を行うだけでなく、芹川ダムや北川ダムの多目的ダムにおける洪水調節などの治水業務、また、別府市上水道への原水の供給、さらには各土地改良区等への農業用水の供給など、他の事業者と連携して、公共の福祉の増進を図っているところです。

22ページ以降に、電気事業の施設の概要についての資料、写真を掲載していますが、説明は割愛します。

次に、37ページをお開き願います。

水力発電における販売電力料金については、2年ごとに九州電力と契約更改を行っています。平成30・31年度の料金は、表の一番下の段の右端の欄に記載しているとおり、2か年の平均で1キロワットアワー当たり10円05銭となっています。

続きまして、工業用水道事業について御説明します。

一番最後の45ページ及び46ページに折り込んでいる工業用水道布設概要図をお開き願います。

図の一番下、国道10号白滝橋上流の白滝取水口から取水しまして、すぐ左上の判田浄水場、また、乙津川との分岐点にあります大津留浄水場で浄水した工業用水を、青色の線で示した判田、大津留、志村を通る3系統の送水ルートにより、日本製鉄などの企業群に供給しています。

39ページの工業用水道事業の概要にお戻り願います。

上の表の一番下の欄に記載しているとおり、各企業との契約水量は、43事業所、1日当たり55万3,050立方メートルです。

また、水道料金については、その下(2)の表のとおりですが、基本料金については、実使用量の多寡にかかわらず、契約水量の全量を買収することになる責任水量制を採用しています。

43ページからは、工業用水道事業の施設の

概要についての資料を掲載していますが、説明は割愛します。

鈴木工務課長 続きまして、企業局経営戦略に基づいて実施している平成31年度の重点事業について、御説明します。

企業局業務概要の13ページをお開き願います。まず、電気事業の重点事業について、御説明します。

1 発電所リニューアルの推進では、大野川発電所は、令和2年度末の完成を目指し、引き続き計画どおりに建設工事を実施します。別府発電所は令和6年度末の完成を目指し用地測量を、芹川第一・第二発電所は、令和10年度末の完成を目指し、リニューアルに向けた基本設計を実施します。

なお、リニューアル後は固定価格買取制度(FIT)により売電を行う予定です。

次の2地震対策の計画的実施ですが、地震による建造物の被害防止のため、耐震診断、設計、工事を行うものであり、花合野川発電所の耐震性能照査業務の委託や、大野川発電所の取水口にありす百枝沈砂池において、大野川発電所のリニューアルにあわせて耐震工事を行います。

最後の3その他、経年施設の適切な修繕・改良ですが、企業局が維持管理を行っている北川ダム及び芹川ダムについて、水位等の情報を収集し、流入量等を計算する諸量処理装置と放流自動警報装置を更新し、今後のダム管理に万全を期します。

続きまして、今年度の工業用水道事業の重点事業について御説明します。業務概要の16ページをお開き願います。

1 給水ネットワークを用いた隧道点検ですが、平成28年度に完成した給水ネットワークは3系統の送水ルートを相互に補完するものであり、災害事故時に1系統が機能不全に陥っても他のルートから水を給水することができるようになりました。この体制を活用して、平時には断水することなく、それぞれの隧道に人が入っての点検、補修が可能となり、昨年度は送水隧道火振・志村線の点検を実施しています。今年度は送水隧道片野・池の上線を点検する等、今後も

計画的な点検・補修を実施します。

次の2地震(津波)対策の計画的な実施ですが、地震による建造物の被害防止を図るため、耐震工事を計画的に実施するものであり、本年度は、取水設備及び浄水設備の耐震化工事などを予定しています。

また、地震により管路が被害を受けた場合を想定して、大分市松岡に設けた備蓄倉庫に補修資材を備蓄します。

次の3IoT、AI等の活用による業務の効率化・高度化ですが、業務の効率化、高度化を図るため、GPSを活用した管路台帳システムの作成に着手します。

次の4浄水場の老朽化対策、老朽化管路の更新ですが、老朽化した管路の損傷調査を行い、必要と判断した箇所を補修します。

最後の5その他、経年施設の適切な修繕・改良ですが、総合管理センターから判田、大津留の両浄水場を遠隔操作するための監視制御用サーバーについて、設置から9年経過し、補修部品の生産終了等により維持管理が難しくなってきたことから、設備の一部更新を行います。また、電気事業と同様に経年劣化した施設の更新や修繕などを進めるほか、大分市青崎地区にある6号地へ立地する企業が工業用水を受水できるように配水管を布設します。

以上で、行政組織及び重点事業等についての説明を終わります。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見などはございませんか。

元吉委員 この太陽光発電の九電の買取りがちょこちょこ停止されるやないですか、5月のから。あの影響はどうなっていますか。

鈴木工務課長 太陽光発電について、今、委員御指摘のとおり、特に春、秋のエアコンの需要が少なく、電気を消費することが少ない時期には、発電停止、抑制をかけられるようになっていきます。制度上、松岡太陽光発電所は年間30日を限度に抑制をかけられるという契約になっていますが、昨年度1年間で抑制をかけられたのが計5回ありました。今年度については、既

に先週金曜日時点で抑制をかけられたのは9回。
9日間抑制がかかっています。

元吉委員 1日で売電できない損失額というのはどのくらいあるんですか、松岡で。

鈴木工務課長 平均的に言うと大体1日止められると20万円弱の損失になります。

大友委員長 委員の皆さん、ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の皆さんは、よろしいですか。

藤田委員外議員 今日いただいた資料ではないんですけども、去年の企業局の給与、定員管理等についての一覧を見ていると、30年の4月1日現在で、東京都に職員が1人いて、地域手当が出ているようなんですけどもこれはどういう仕事で行かれているのかな。

姫野総務課長 企業局から直接行っているわけではなくて、前、東京事務所の職員だった者が企業局に赴任してきたので、異動補償として1年間、地域手当が出ていました。

藤田委員外議員 1年間補償が出るんですか。

姫野総務課長 はい。地域手当は職員の異動を円滑にするという趣旨で、地域手当の出る地域以外に異動になっても、大分県の場合、1年間、前の率を補償する制度になっています。

大友委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもちまして、令和元年度行政組織及び重点事業等については終わります。

以上で、予定されていた案件は終わりましたが、このほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別にないようですので、これをもって企業局関係を終わります。

執行部の皆さまはお疲れさまでした。

大友委員長 ここで、暫時休憩します。

3時から再開します。

〔企業局退出、商工観光労働部入室〕

午後2時50分休憩

午後3時00分再開

大友委員長 これより商工観光労働部関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず、私から御挨拶申し上げます。

〔委員長挨拶〕

大友委員長 それでは、委員の皆さんより自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

大友委員長 次に、事務局職員を紹介します。

議事課の油井君です。（起立挨拶）

政策調査課の中川君です。（起立挨拶）

大友委員長 続きまして、執行部の自己紹介をお願いします。

〔高濱商工観光労働部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

大友委員長 それでは、令和元年度行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

高濱商工観光労働部長 商工観光労働部の行政組織及び重点事業等について、御説明します。

お手元の大分県中小企業活性化条例のパフレットを御覧ください。

商工観光労働部では、平成29年12月に大分県中小企業活性化条例を一部改正し、小規模企業の持続的な発展を図るための基本理念の明示や基本的施策の追加等を行いました。条例の推進にあたっては、あらゆる機会を捉まえて幅広く県民に周知するよう努めており、振興局ごとに開催する中小企業地域懇話会や500社企業訪問を行い、中小企業や関係者の意見を施策に反映させています。

お手元のおおいた産業活力創造戦略2018を御覧ください。

個別具体的な施策については、地域懇話会や企業訪問などの現場の声を踏まえ毎年度策定するこちらのおおいた産業活力創造戦略で明示するとともに、積極的に推進し、中小企業の成長を後押ししています。本年度については、肉付予算を反映させるため、現在改訂作業を行っており、取りまとめ次第、改めて委員の皆さまに御報告させていただきます。本日は参考までに、

昨年度策定した戦略2018の概要版をお配りしています。

続きまして、商工観光労働部の組織について御説明します。

お手元の商工観光労働企業委員会資料の1ページをお開きください。

商工観光労働部は、商工観光労働企画課をはじめとする1局8課2室、産業科学技術センターをはじめとする6地方機関で構成されています。職員数は、本庁177人、地方機関122人の合計299人です。

本年度の組織改正では、企画振興部が所掌していた観光に関することを移管し、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会など、インバウンド拡大の好機を捉え、ホテル・旅館業をはじめとする観光関連産業の振興を図り、観光振興を産業政策として重点的に推進するための体制強化を図りました。部名を商工労働部から商工観光労働部と改め、観光局を新設し観光政策課と観光誘致促進室の1課1室体制としたところ です。

続きまして、商工観光労働部の予算の全体像について御説明します。

資料2ページをお開きください。

御案内のとおり、平成31年度当初予算は、いわゆる骨格予算として、人件費等の義務的経費や継続事業を中心に編成しています。今後、肉付予算に向けて新たな戦略を策定し、商工観光労働行政の諸課題解決のための事業を盛り込んだ肉付予算を編成します。

予算の概要について御説明します。

表頭の左から2番目の平成31年度当初予算額(A)欄を御覧ください。

商工観光労働部の一般会計予算は、人件費22億3,534万円、事業費436億6,597万円、合計459億131万円です。

これを、右隣の平成30年度当初予算額(B)欄と比較しますと、金額で72億3,235万6千円減、率にして86.4%減となっています。

以上で、私からの説明は終わりますが、各課

・室の組織、重点事業及び予算については、各課・室長から説明しますので、よろしく願い います。

渡辺商工観光労働企画課長 商工観光労働企画課について御説明します。

資料3ページをお開きください。

組織ですが、総務班、企画管理班、商工団体班で構成しており、部長、理事を含めて職員数は23人です。

事務分掌については、4ページに詳細を掲載していますが、説明は省略します。

資料5ページをお開きください

重点事項については、小規模事業者の持続的な発展に向けた支援強化や商工団体の支援体制の強化、中央会による組合育成指導の推進(外国人技能実習制度の運営支援)などに取り組んでいます。

次に予算の主なものについて御説明します。6ページをお開きください。

まず、平成31年度当初予算の事業名欄の上から3番目、小規模事業支援事業費13億1,677万円は、商工会・商工会議所が小規模事業者に対して行う相談や経営革新、創業の支援などの経営改善普及事業に要する経費を措置するものです。地域の購買力の低下や経営者の高齢化、人手不足など新たな課題、多様なニーズなどに的確に対応できるよう、経営指導員の増員等商工会・商工会議所の支援体制を強化し、伴走型支援により小規模事業者の持続的な発展を後押しします。加えて、経営指導員が巡回指導の際に、事業者の業種やニーズに応じた支援施策情報をスマートフォン等で効率的に検索し、その場で事業者に紹介するなど、効果的な伴走型支援を実現するため、施策情報発信サイトを新たに構築します。

次に、事業名欄の上から4番目、組合育成指導費1億1,379万9千円は、中小企業の組織化及び協同組合等の育成を促進するため、中小企業団体中央会が行う組合等の設立・運営指導などに要する経費について助成するものです。今年度は、外国人技能実習生受入れを目的とした組合の設立件数の増加を踏まえ、組合等によ

る外国人技能実習生の円滑な受入れや技能実習の適正な実施を支援するため、中央会内に受入監理団体協議会を設置します。監理団体が連携し、外国人技能実習制度に関する講習会の開催や技能実習実施の優良事例の共有などを行うことで、県内監理団体全体の質の向上を図るとともに、経営指導員を1名増員し監理団体に対する巡回指導や企業と監理団体のマッチングを行うなど、中央会による監理団体の支援体制を強化します。

稲垣経営創造・金融課長 経営創造・金融課の概要について御説明します。

資料7ページを御覧ください。

組織ですが、経営革新班、経営創造班、金融・再生支援班の3班で構成しており、職員数は13人です。

資料8ページをお開きください。

重点事項については、中小企業金融対策の推進や創業の促進、地域牽引企業の創出などに取り組んでいます。

次に予算の主なものについて御説明します。

資料9ページを御覧ください。

まず、当初予算の事業名欄の一番上、中小企業金融対策費、いわゆる県制度資金286億8,869万6千円は、県が融資制度を設けることにより、中小企業への資金供給の円滑化を図り、設備投資や経営の安定化などを支援するものです。

具体的には、右側の説明欄にありますように、各融資制度の貸付原資を指定金融機関に預託するとともに、大分県信用保証協会に対し、保証料軽減額の一部を補助するものです。

なお、今回は骨格予算ということで、既貸付分の全額と、平成30年度新規融資枠の半分に相当する額を計上しています。今年度は新たに、大規模な経済危機等の発生時において資金繰りを支援する危機関連融資や、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援する先端設備等導入融資、訪日外国人旅行者の利便性向上に取り組む観光関連事業者を支援するためのキャッシュレス決済導入融資を創設するとともに、創業や事業承継の資金について、利率及び保証

料率の引下げを行ったところです。

次に、事業名欄の上から7番目、経営革新加速化支援事業費3,800万円です。

この事業は、新商品の開発や新サービスの提供等県内中小企業が行う経営革新への取組を支援するため、販路開拓、商品改良等に係る経費に対し、補助率2分の1、150万円を限度に助成するものです。今年度から、新たに小規模事業者枠を創設し、補助対象経費に設備等購入費を追加するとともに、補助率を3分の2にかさ上げしたうえで、100万円を限度に助成することで、小規模事業者の支援強化を図ります。

次に10ページをお開きください。

中小企業設備導入資金特別会計について御説明します。中小企業設備導入資金特別会計は、中小企業者が連携・共同して経営基盤の強化に取り組む事業に対し融資を行う高度化資金の貸付事業に係るものです。

本特別会計の平成31年度の予算額は、5,146万9千円です。主な内訳ですが、事業名欄の一番上、高度化資金貸付金1,722万6千円は、中小企業者の集団化、共同化など、高度化事業を進めるための資金を融資するものです。具体的には、九州各県のガス会社で構成される事業協同組合が、地震対策として耐震性の高いガス管に取り替える事業に対し、その事業費の一部を貸し付けるものです。

次に、その下の償還金598万1千円及びその下の繰出金2,477万9千円は、高度化資金の貸付先である事業者からの償還金について、独立行政法人中小企業基盤整備機構への償還及び県の一般会計への繰出しを行うものです。

田北工業振興課長 工業振興課について御説明します。

委員会資料の11ページをお開きください。

組織ですが、管理・環境班、工業支援班、産業集積推進班の3班で構成しており、職員数は大分県産業創造機構への業務援助を含め、20人です。

13ページをお開きください。

重点事項については、自動車関連産業や半導体産業に加え、食品産業の振興に取り組んでい

ます。

次に予算の主なものについて御説明します。

14ページを御覧ください。

当初予算の事業名欄の下から4番目、自動車関連産業企業力向上事業費3,654万4千円です。この事業は、県内自動車関連産業の一層の集積を図るため、県内企業の技術力向上や人材育成、受注機会の増加を支援するとともに、自動車メーカーの技術者等を招いて設置したプロジェクトチームによる、新規参入のための専門的な技術指導等への経費を助成するものです。自動車関連産業は、急速な電動化の進展等により電子電装部品が増加するなど大きく変化しています。県内企業がこのような流れに乗り遅れることのないよう、自動車メーカー等のニーズ把握や地場企業とのマッチングなど、受注に向けた取組を引き続き支援することとしています。

山上新産業振興室長 新産業振興室について御説明します。

委員会資料の15ページをお開きください。

組織ですが、新産業・技術振興班、医療機器・エネルギー産業振興班の2班で構成しており、職員数は10名です。

16ページをお開きください。

当室が所管する地方機関の産業科学技術センターは、職員数54名です。

17ページをお開きください。

重点事項については、ドローン産業の育成や医療機器産業の集積促進、次世代電磁力応用技術の普及などに取り組んでいます。

次に予算の主なものについて御説明します。

18ページをお開きください。

事業名欄の一番上、ドローン産業振興事業費4,231万8千円です。この事業は、本県におけるドローン産業振興を図るため、大分県ドローン協議会を通じて会員企業に対し、ドローン機器及びソフトサービスの開発、技術者育成、販路開拓を行うほか、地域課題解決に向けたドローンの実証実験や、先端技術イノベーションラボ「D-s-Labo」の活用促進に取り組むものです。これらの取組により産業集積を促し、西日本随一のドローン産業の拠点化を目指しま

す。

安藤情報政策課長 情報政策課について御説明します。

資料20ページをお開きください。

組織ですが、IT戦略推進班、地域情報化推進班、電子自治体推進班、システム開発第一班、システム開発第二班の5班で構成しており、職員数は公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所への業務援助を含めて34人です。

21ページを御覧ください。

重点事項については、先端技術の活用を促進する大分県版第4次産業革命「OITA4.0」の加速に取り組んでいます。

次に予算の主なものについて御説明します。

22ページをお開きください。

事業名欄の下から3番目、おおいとIoTプロジェクト推進事業費5,399万4千円です。

この事業は、大分県版第4次産業革命「OITA4.0」の実現を目指し、IoTやAI（人工知能）、ロボットやビッグデータといった、革新的技術を活用したビジネスを創出するため、大分県IoT推進ラボを設置し、有望なプロジェクトの支援等を行うものです。具体的には、地域の課題解決に資する先端技術を活用し、かつビジネス性を有するプロジェクトに対する助成のほか、中小企業のITリテラシーを高め具体的な活用を促すセミナーや、県内外の先進事例等を紹介し、さらなるIoT導入を促すフォーラム等を開催します。

次に、事業名欄下から2番目、IT人材確保支援事業費1,442万2千円です。この事業は、「OITA4.0」の基盤となるIT人材の確保育成を図るため、若い世代から社会人まで、世代に応じた施策を実施するものです。IT人材の育成では、小中学生向けのプログラミング体験教室や高校生向けのIT業界説明出前授業、社会人に対しては、IoTの進展等により必要性が増している情報セキュリティ人材の育成講座等を開催します。IT人材の確保に向けては、県内外のIT人材の交流活動を支援し、そのネットワークを広げていくほか、即戦力となるIT技術者の育成にIT企業が協力して取

り組む事業を引き続き支援していきます。

佐藤商業・サービス振興課長 商業・サービス振興課について御説明します。

資料の23ページをお開き願います。

組織ですが、商業・サービス業支援班、貿易・物産・フラッグショップ班の2班で構成しており、職員数は12人です。このほか中国本土、香港、台湾を活動範囲として、本県の物産・観光の情報発信及び県内企業のビジネス展開を支援するため、日中経済協会上海事務所に駐在する職員が1名、また長崎県に研修派遣している職員が1名で、職員数は合計で14人です。

24ページをお開きください。

重点事項については、商業の振興と地域経済の活性化や県産品のブランド化と販路の開拓・拡大などに取り組んでいます。

次に予算の主なものについて御説明します。

25ページを御覧ください。まず、当初予算の事業名欄の上から6番目、キャッシュレス化推進事業費600万円です。この事業は、ラグビーワールドカップを契機とした訪日外国人の消費を確実に取り込むとともに、県内の中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るため、キャッシュレス化に向けた取組を実施するものです。具体的には、飲食・小売事業者等のキャッシュレスの導入促進を目的としたセミナーを開催するとともに、キャッシュレス決済の利便性や安全性等に関する新聞広告を掲載することにより、県民のキャッシュレス決済の利用促進を図ります。

次に、当初予算の事業名欄の上から7番目、県産品販路開拓支援事業費1,017万2千円です。この事業は、県産品の域外への販路開拓及び拡大を図るため、商談会の開催や県産品のPRと情報発信を促進するものです。具体的には全国からバイヤーを招き、売手、買手のそれぞれのターゲットを明確にして行うターゲット別マッチング商談会や、県外の大手スーパー等でのフェア開催、県フラッグショップ坐来大分を活用した大分の「食」の情報発信を図るものです。今年度の新たな取組としては、国内最大級の食品展示会「こだわり食品フェア」への出

展を支援することによって、県内事業者の大規模展示会を活用した販路開拓の取組を支援します。

また、本年度のラグビーワールドカップ期間中には、県立美術館内で県産工芸品の展示・販売を行い、県内の伝統工芸品を多くの人々に情報発信したいと考えています。

高野企業立地推進課長 企業立地推進課について御説明します。

資料26ページをお開きください。

組織ですが、企業誘致班及び立地基盤整備班の2班で構成しています。12人の課員と、東京事務所、大阪事務所並びに福岡事務所の担当職員と一体となって、企業誘致に積極的に取り組みます。

27ページを御覧ください。

重点事項については、企業誘致の推進や大分流通業務団地の分譲促進に取り組んでいます。

次に予算の主なものについて御説明します。

28ページをお開きください。

当初予算の事業名欄の上から4番目、企業立地促進事業費14億8,825万7千円です。この事業は、誘致企業に対して、投資額と雇人数に応じて補助を行うものです。後ほど諸般の報告にて詳しく御説明しますが、平成30年度の本県における企業誘致の状況は、3月末で59社となり、過去最高であった昨年度を更新しました。今後も戦略的な誘致活動を行い、これまで集積の進んでいなかった地域も含め、企業誘致を進め、地方創生の実現を図ります。

次に一つ下、離島等サテライトオフィス整備促進事業費5千万円です。県内の企業立地状況については、自動車関連企業の集積する県北地域や、交通アクセス等の面で有利な大分市等への進出が増加傾向となっている一方で、離島や山村地域等の条件不利地域では誘致が進まない状況がありました。このため、県では平成29年度から、情報通信網を活用することで場所にとられない働き方が可能なIT関連企業などのオフィス系企業の誘致に積極的に取り組み、姫島村のIT企業2社に続き、昨年9月にも国東市が本事業を活用して整備を行ったサテライ

トオフィスに、IT企業1社が進出しました。本年度も本事業により、条件不利地域等でのサテライトオフィスの整備を引き続き支援します。

次に、流通業務団地造成事業特別会計予算について御説明します。

平成31年度流通業務団地造成事業特別会計の事業名欄を御覧ください。

歳出ですが、土地造成費の事業名欄の一番上の流通業務団地造成事業費6億7,878万7千円は、流通業務団地における安全・防災・環境対策などを行うとともに、起債償還のために減債基金への積立てを行うものです。その下の公債費47億1,224万9千円は、起債借入金の利子の償還に加え、起債元金を繰上償還するものです。

徳野雇用労働政策課長 雇用労働政策課について御説明します。

委員会資料の29ページをお開きください。

組織ですが、労政福祉班、雇用推進班、職業能力開発班、若年者就業支援班及び労働相談・啓発班の5班で構成しており、職員数は29人です。また、大分県労政・相談情報センターを設置して、労働相談の一元化により、専門的な相談内容に対応できる体制を整えています。地方機関については、工科短期大学校並びに大分、佐伯、日田の3高等技術専門学校及び竹工芸訓練センターの5機関で、職員数は69人です。

31ページを御覧ください。

重点事項については、県内就職者数18,500人確保に向けた取組や働き方改革の推進です。

次に予算の主なものについて御説明します。

32ページをお開きください。

事業名欄の上から5番目、働き方改革推進事業費1,429万6千円です。誰もが意欲と能力に応じて生き生きと働くことができる社会の実現に向け、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の導入など、働き方改革に取り組む必要があります。

平成29年8月の大分県働き方改革推進会議で行った「おおいた働き方改革共同宣言」では、労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進など

で具体的な数値目標を定めました。目標の達成に向け、会議の中で推進方策を引き続き議論することとしています。また、経済団体とも連携して、経営者を対象とした勉強会を県内各地で開催するほか、企業における実践リーダーの養成や、企業への専門家派遣などを行い、働き方改革に向けた取組を県内全域に浸透させるとともに、県内における先進事例を創出したいと考えています。

次に34ページをお開きください。事業名欄の一番下、外国人労働者受入対策支援事業費271万1千円です。国における新たな在留資格の創設により、県内においても外国人労働者は今後さらに増加することが想定されています。この事業では、県内企業における外国人労働者の円滑な受入れや、適正な雇用管理を促進するため、関係制度の周知・啓発等を目的とした雇用対策セミナーを開催します。また、昨年末に設けた「大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策協議会」の開催などを通じ、市町村とも密に連携をとり、外国人労働者が働きやすい環境づくりを進めていきます。

岡田観光政策課長 観光政策課関係分について御説明します。

資料の35ページをお開きください。

まず、組織です。観光政策課は、観光政策班、観光産業振興班の2班と公益社団法人ツーリズムおおいた業務援助の3人を合わせて、12人です。

観光誘致促進室については、国内誘致班と海外誘致班を合わせて9人です。

分掌事務について御説明します。

観光政策課は、観光産業の振興、観光振興の総合企画に関すること等を分掌しています。

観光誘致促進室は、地域資源を活用した観光振興、国際観光の推進に関すること等を分掌しています。

次に、観光政策課の予算のうち主なものを御説明します。

37ページを御覧ください。

まず、おんせん県おおいた県域版DMO促進事業費5,208万5千円です。

これは、観光客の長期滞在と消費拡大を促すため、県域版DMOであるツーリズムおおいたが行う、着地型商品の造成や販売促進、マーケティング調査の実施などを支援する経費です。

次に39ページをお開きください。

当初予算の事業名欄の宿泊施設集客力強化事業3,038万3千円です。

この事業は、ラグビーワールドカップ等を契機とした宿泊施設の集客力強化を図るため、多様な旅行ニーズに対応した受入環境の整備やWebページの改善を支援するものです。受入環境の整備では、例えば、台湾など海外でも人気のあるサイクルツーリズムに対応するための専用駐輪場の整備や、登山を希望する旅行者に対する貸出用登山用具の購入など、魅力のある宿泊施設づくりを支援します。また、Webページの改善では、誘客に結びつくWebページづくりに関する講座の開催やその実践に対する補助を行います。なお、Webページづくりに対する補助については、事業効果を高めるため、クリエイターを活用することを要件としています。

以上が、観光政策課の主な事業です。

観光誘致促進室の主な事業に関しては、室長から説明します。

工藤観光誘致促進室長 観光誘致促進室関係について御説明します。

37ページをお開きください。

国内誘客総合推進事業費9,022万9千円です。これは、ライフスタイルの変化やインターネットの普及等に伴い、近年、旅行のスタイルやニーズが多様化する中で国内旅行者の県内誘客を促進するため、九州・中四国など近隣県から多く見込まれる今後のリピーター層、関西・中部圏の若年女性、首都圏の富裕者層をターゲットとし、それぞれのニーズに応じた情報発信や誘客対策を推進するものです。

続きまして、ラグビーワールドカップ観光振興事業費1億1,003万6千円です。これは、ラグビーワールドカップ2019を契機として欧米・大洋州にインバウンドのウィングを広げ、観戦客を今後のリピーターとするため、関係国

へのプロモーションに力を入れるとともに、SNS等のWebを通じた観光情報の発信のほか、観戦客の満足度を高めるため、宿泊事業者や交通事業者などへの研修会の開催や着地型旅行商品の販売促進などにより、その受入態勢の整備を行うものです。

以上が観光誘致促進室の主な事業です。

なお、36ページの3の重点事項については、予算の中で説明しましたので省略します。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見などはございませんか。

後藤委員 外国人技能実習生の関連でお尋ねしたいのですが、5ページの中央会による組合育成指導の推進が、この後の42ページのところにつながっていくというようにまずは考えていいですかね。これは同じ話でいいですね。

渡辺商工観光労働企画課長 基本的には、42ページの第3章の県の取組方針のところに書いてあるように、中小企業団体中央会等との連携というところがあると思いますけど、その中央会が、既にある受入れ監理団体の先進事例などを横展開するために、中央会にも協議会を設置し、協議会の中に監理団体に入っていて、各団体の先進事例を横展開していただくと。新たな監理団体なども中央会で設立支援し、中央会の協議会とこちらの協議会が連携していくという流れになります。

徳野雇用労働政策課長 現在の対応策は、また後ほど御説明しますが、今、渡辺商工観光労働企画課長が御説明した技能実習生のほかに、4月から特定技能という制度が始まりました。今、大分県では特定技能はゼロですけど、技能実習生として3年たった方たちが特定技能に移行したり、あるいは留学生が試験を受けたり、また外国から直接、そういった技能の方も来ますので、まず技能実習生の受入れを円滑にしようというのがこの事業です。その後にもまたそういった特定技能も含めて円滑な受入れをしようということで、対応策については後ほど説明します。

後藤委員 何を聞いたかったかということ、後で説明があるかも知れないですけど、要するに、

特定技能3号か何かで一旦帰った人に、もう1回、大分県に来てほしいという政策を考えるのがこれで、「大分県は、外国人材から選んでもらえる県となるのが重要」ということは、戻った人に再度、大分県に帰って来てくださいということを、この文章では書いているということでもいいんですね。

徳野雇用労働政策課長 技能実習生2号で、3年間大分にいた方が一度帰国すると、試験が免除されますので、例えばベトナムなどからまた大分に来ていただきたいとか、そういったところも含めて、今後、市町村、監理団体、それから特定技能を支援する団体等と連携をしていこうとか、そういう対応策です。

後藤委員 今のと関連して、いろいろ農業問題を調べているので、分かれば数字を教えてくださいんですけど、その外国人監理団体の本部が大分県になくて他県にあって、その支部みたいなものを作って大分県で受け入れているとか、これは大分県じゃなくて、逆の場合はよくあるみたいなんですけど、この辺の数字が分かれば教えてください。

徳野雇用労働政策課長 監理団体は、今、県内に約27あって、それは県内にありますので、いろいろ連携をとっています。県外、福岡、大阪などからも引き受けるところがありますが、なかなかそういう情報がないです。農業の方たちを受け入れる監理団体は、多分全国的にあると思いますので、そこはまた個別に御説明します。

後藤委員 ありがとうございます。

太田委員 新産業振興室ではドローン産業に力を入れるということなんですけど、私のところの湯布院では、夕方とかよくドローンが飛んでいるんですよ。撮影しているんですけど、湯布院は旅館に露天風呂が多くて、入浴客が裸でいる状態をドローンが撮っている。盗撮になるのかよく分からないんですけど、そういう状況が最近よくあるんです。それを動画とかで流されて、お客さんが知らない間に自分が映っていたりとかそういうことが、今から十分考えられることなんです。技術の革新はありがたいことなんです

ですが、それを利用する人のモラルとか、そういうことはある程度県の条例で、飛ばせる地域の規制とかできるんですか。うちの地域には、自衛隊もありますんでね。課が違うかもしれませんが、その辺をお聞きしたいなと思います。

山上新産業振興室長 航空法などがあるのですが、この件に関しては民法などの関係で、人の敷地内に入るといことは問題がありますので、上を飛ばすためには、通常は所有者の許可をとる必要があると思います。ですから、そういうものをなしにやっているということであれば、問題があるのではないかと思います。

今、県では、大分市内など中心部の人がたくさんいる有人地域は、基本的に航空法上飛ばない地域になっています。それ以外の真っ白なところがあって、ここについては航空法上は飛べるんですけども、基本的には、他の所有者の敷地の上空を飛ぶということに関しては、民法がかぶさってきます。

今それは県で補助を出して、ある企業がその所有者の許可を得て、ここは飛んでいいよというようなシステムを作っている最中です。

太田委員 主にインバウンドで来られた外国人で、中国人が多いんですね、撮っているのが。そういう人たちに、その所有者のどうこうとか言っても全く通用しない。要するに撮って、もう次の日にはいないという状況でね。日本人を対象にするんなら分かるんですけど、今はもう圧倒的に韓国人、中国人がドローンを自分で持ち込んできて、日本の風景を撮るんでしょうけど、その中に知らない間に撮られている状況があるというのは、これからの課題なんじゃないかと。

山上新産業振興室長 例えば、南小国町ではドローン手形というのを出して、町が、この範囲は飛んでいいという、例えば森林の所有者とかに許可を取って撮らせています。多分、湯布院は野放し状態みたいな感じだと思うんですけど、またその情報は詳しく聞かせていただいて、どういう手をとるのがいいか、いろいろと御協議、御相談させていただきたいと思います。

浦野委員 まず、雇用労働政策課で、働き方改

革の推進が重点事項となっていて、引き続き取り組まれていると思います。私も社会保険労務士として仕事をしていますので、この件に関しては、昨年、また今年に入ってから非常に相談が多く、いろんな相談を受けるんですが、基本的なことがまだ労使双方理解できていない。有給休暇にしても、パートって有給休暇あるんですかって、ここの辺りから理解が進んでいない現状があると私自身は感じています。実際、継続的に働き方改革の推進に取り組みられてきて、県内の事業者がどういった問題意識を抱えているとか、ざっとした意見で結構ですので、聞かせていただければと思います。

あと、技能実習生ではない一般的な外国人労働者も増加傾向にあると思うんですけど、例えば、その社会保険の手続にしても、日本人を雇用するのと外国人を雇用するのでは、添付書類も違うし、書類も一個多かったり、ローマ字の届けを出さないといけないとか、かなり煩雑なところがありまして、そういったところで事業者が結構戸惑っている場面を見聞きすることが多いんです。そういった全体的な社会保障、雇用されるのであれば当然、社会保険、労働保険というのは関わってくると思うんですけど、その辺りのサポートというのは実際どのような形で行われているのか聞かせてください。

徳野雇用労働政策課長 浦野委員から2点、御質問がありまして、1点目の働き方改革についてです。社会保険労務士会さんには、大分県働き方改革の推進センターを受託していただき、県と全面的に協力しながら、今、企業と働き方改革を進めていただいている状況です。そこに相談があるのが、まず全体の規制の内容で、そういったところを経営者、それから従業員の間でまず共有しながら、小さいところが多いので、就業規則とか、そういったところから見直さないと悪いんで、実際に何から手を付ければいいのかと。社労士さんと先般お話ししたときには、そういったことがまだ多いんですよということでした。

県としては、セミナー、それからリーダーといった形で各地域を回り、あるいは県内の中小

企業の相談窓口等と連携しながら、今後は企業にも御理解いただいこうと思っています。

それから外国人の社会保険等の手続についてですが、技能実習の場合は、実習生ということで監理団体が外国人の社会保険の手続等も全て、企業に指導しながらやっています。

これから特定技能に関しては、企業が直接外国人を受け入れることになります。そういった手続の面、それから生活の面でサポートする、行政書士や社会保険労務士もメンバーに入った支援団体、支援組織を法務省が認定しようということで、大分県でも監理団体にそういう声があります。手続は今、法務省とやりとりしてまして、4月末現在では大分県はゼロなんですけど、全国で8団体ぐらいあります。多分、大分にもこれからそういう組織ができますので、多くの外国人を雇った経験がない企業に対しては、そういうところと連携しながら、県としてもサポートしていきたいと思っています。

浦野委員 関連です。働き方改革に関しては、どちらかという、昨年までは残業について世間の関心は非常に高かったなと思います。ですので、残業について、労働時間が長い会社は、何か対策がないかということを考えてきたところが多いかと思うんですけど、今年に入って急に増えたのが有給休暇なんですね。うちの会社は有給が取れない、どうしたらいいかと。今年に入って実際にスタートしてから、企業の実務レベルの悩みだとか相談もやっぱりだいぶ変わってきている部分があると思います。その辺りもサポートをよろしくお願ひしたいと。これは意見です。

太田委員 今年、10連休がありました。休める人にとっては非常にありがたい連休ですが、逆に私も受入側の者にとっては、それ以前からずっと満室状態が続くと、働き方改革と言われるけど、休みをやれない状態。もうそうすると、少ない人数で経営しながら、一方で好むと好まざるとにかかわらず、誘客をしてもインバウンドはどんどん入ってくるという、すごくアンバランスな状況の中で、新しい雇用については、新卒採用とかも含めて、働く人が

いないというのでどこも困っている。だからもう年齢に関係なく、70歳でも75歳でも、働けるんならどうぞという状況です。もう労務倒産するんじゃないかというような、お客さんはたくさん来るんですけど、自分のところは内部崩壊をするような状況が今続いている、結局は廃業していく状況です。地域全体がそういう状況にあるので、何かお知恵をいただきたいなと思っていますが、どうでしょう。

岡田観光政策課長 確かに、今年のゴールデンウィークの期間中においても、一部の旅館では、あえてその期間中に休みを取ったり、あるいは最後の5月6日を休みにしたところも出てきています。やはり労働問題、働き方問題は大きな問題になっているんだろうと思います。

お客さんが大勢来られて大変うれしいことなんですけども、一方で人手不足の問題が確かにあります。特に大手ですと人のやりくりというのがある程度できるかもしれませんが、規模が一定程度以下になると、人手不足が大きな問題となってきます。その辺も含めて、宿泊業の方々の経営上の問題については、我々も非常に問題意識を持っています。観光産業の振興という範ちゅうになるんですけども、特に宿泊業などにも注意していかなければならないかなと思っています。

阿部審議監兼観光局長 特に別府中心に、客室が昨年から千とか1,500、先日は2千増えるという話も出ていました。その中で問題になるのは、従業員がいないと。おっしゃるとおり、書き入れ時に従業員がなくて、従業員がいないがために倒産するんじゃないかという話は、実際にもう出ています。

そういう中で、さきほど岡田課長が言いましたが、大手の旅館、ホテルでは、強制的に10連休をどこかで取るとか、あるいは年間通して10日、確実にその旅館を休業にする、そういうことも検討に入っています。

今年度、観光局の職員を中心に各旅館、ホテルの現場に入らせて、また地区単位でも、どうい問題があって、どういうふうな解決に結び付けるかというような観光産業の対策も考えた

と思っています。そこは今年度の事業の中で、いろんな展開をしていきたいと思っています。

後藤委員 流通業務団地の中に確か協議会何か作っていますよね。あそこに通う方だとか、あの辺の住人の方から言われるのが、あの辺は公共交通機関が不便ですから、例えば、あそこに通うようなバスの乗り込みができないものかというのをよく聞くんですよ。

それと、キャノンもあるせいか、渋滞がひどくて、分譲を促進するのはいいんですけど、来れば来るほど車も多くて、出勤する人も大変じゃないかと思うんですけど、そういった話は出ていないか教えてください。

高野企業立地推進課長 流通業務団地は最近分譲が進んでいて、昨年度も8件で、実績は上がっています。協議会の組織は以前からずっとあったんですが、その中でいろんな課題も出されています。委員がおっしゃったような渋滞の話もあります。確かに団地の中でも不便だという話も聞きまして、これまでできる限りの対応はしてきたところです。また今後も協議会と協議しながら、できる分については早めに解決していきたいと思っています。

大友委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の皆さまはよろしいですか。

藤田委員外議員 ラグビーワールドカップの関係で、国外客向けの宿泊についてかなり手を打っていると思うんですけども、国内客向けの宿泊施設がちよっと厳しいのかなという気がしています。現状でどのように捉えられているのかということと、また観戦客向けの周知、アピール、割り振りも含めて、どのような体制をとられているのか教えてください。

あと人材不足の関係なんですけども、高校卒業生が2千人前後しか就職してないんですね。有効求人倍率も2倍から2.5倍ということで、ほとんど採れない状況で、どこを回ってもあつぷあつぷという感じなんですけども、この人材不足に関して、今どのような対策を講じられようとしているのか教えてください。

それと人材不足の中で外国人の労働者の活用もあるんですけども、僕の知り合いの実習生も失踪したとこの前聞いたんですね。一方ではその人手不足の会社に行くと、ベトナム人の実習生から給料はいくらかと問い合わせがあると。実習生は本来そういう移動は不可能なんですけども、そういう問い合わせが実際にあるので、これは逆に今、受け入れる企業に対して、受け入れていない企業も含めて、法違反ですよという制度そのものの周知がとても大事じゃないかなと感じているんです。これは、もしかしたら土木建築の分野の方が多いのかも知れませんが、その辺の対策がどうなってるのか。

専門学校には実習生ではなくて、留学生が今、結構入ってきていますよね。専門士という形で就労ビザが取れるんですけども、そちらの活用ですね。今、大分市内の専門学校でも結構増えてきているので、大分の企業につなぐ施策について、今どうなっているのかということをお願いします。

工藤観光誘致促進室長 ラグビーワールドカップ関連です。現在、宿泊の客室を順次、宿泊事業者、旅館、ホテルから提供した上で、今はほとんど旅行会社若しくはインターネットを通じた個人的な手配で、順次、宿泊予約が埋まっていっていると把握しています。

概数は、一番観戦客が多く来ると見込んでいる準々決勝の2試合辺りで、観戦客は一試合4万人、県内のその日の宿泊客数を2万3千人程度と推測をしています。県内には総数としては3万を超える宿泊キャパがありますので、全体的には数が足りないということはないんですが、やはり好みや、場所の好き嫌い等があり、アンマッチが生じることによって、客室の品薄状態が生じる可能性はあるだろうと思っています。

今月末から来月にかけて、県内の宿泊施設全体について、現時点での10月中の予約状況の全県内調査をかけようということを進めています。6月中・下旬頃には、具体的な数字で御説明できるかと思っています。

いずれにしても、まだ出し渋っている宿泊施設、ホテル、旅館もあるので、その辺は具体的

な調査をもとにして、個別具体的に県内の地域地域に、もう少し宿泊をラグビーの方向けに出していただきたいというお願いをしていきたいと思っています。

また、ビジネス客等もその時期にも当然ありますので、ホテル、旅館からすればどちらでもいいし、逆に海外の人よりも日本人でお客が取ればそれでいいんじゃないかという心理も働いているところが若干あるようです。そこは協力を促して、なるべく県外にとられることのないように対策を打っていききたいと思っています。

周知については、今はネットの世界ですので、大分県としてこの広告を打つとか、そういうことは余り考えていませんけれども、いずれにしてもネットの中で、しっかり情報発信していきたいと考えています。

徳野雇用労働政策課長 藤田議員から、今、人手不足に関して三つ御質問がありましたのでお答えします。

まず、高校生等の就職ですけど、県内の高校で、約1万人が毎年卒業しています。そのうちの4分の1程度、2,600人弱が就職しています。このうち県内就職が74%ということで、九州の中では福岡の次で、70%を超えているのは2県だけです。ここはそのまま充実させます。科別に見ると、工業高校が60%台で、商業とか普通科は平均よりもいい数値です。工業高校が特に県外からも需要はあるんですけど、そういった生徒に向けても先生を交えて啓発していきたいと思います。

残りの4分の3が大学、短大、それから専修学校進学で、これも県内に残るよりも県外に出る方が多い現状です。特に大学、短大で今、1,200人程度が福岡に転出していて、そのうち4分の1ぐらいしか帰ってこない。福岡だけではなくて、そこから大阪、東京にも就職するので、県の福岡事務所を利用して、今後、各学生さんにも御説明したいと思います。

それから今、事前に登録した学生に、企業情報等を掲載した大分カテテという情報誌も発信していますので、こういったところで今後は充実していきたいと考えています。

2点目の技能実習生に関しては、確かに失踪する実習生が県内にもいるという話を聞いています。国から送り出すときに、例えば借金をして来ている実習生には、やはり給与は死活問題だという話も聞いています。そういったところをどれだけ改善できるかは、また今後、受入れ関係については、県内の留学生OBとか県人会といったネットワークもアジア等ではありますので、そういったところも活用していきたいと考えています。

周知に関しては、業界団体がありますので、そこがきちんと企業に向けて取組を周知してるところと、そうでないところもありますが、県庁の各課、土木、それから福祉等と庁内の協議会も作っていますので、そういったところとは今連携しています。

3点目、外国人の専門学校生がいるのは明日香学園の法人で3校、明日香日本語学校、美容文化専門大学校、国際ブライダル&ホテル観光専門学校があります。それから田北学院、大分経理専門学校と、今5校で大体500名以上、それぞれの学校で受け入れていると聞いています。そういった方が、例えば明日香であれば宿泊の特定技能の試験を受けて、2年後に例えば大分県内の旅館、ホテルにも就職してくれるんじゃないかと、そういったところもこれから可能性はあります。県としては日本語ができて、特定技能の資格、試験を受ければ就職できる留学生がいるよというのは、企業や学校とも連携して、企業とも情報を共有して、企業が逆に求人情報をその専門学校に出せるように、そういった連携もしていきたいと考えています。

藤田委員外議員 宿泊の関係では、ビジネス客とのバッティングがものすごく、国民文化祭のときも泊まれないビジネス客が本当に多かったですね。その辺のすみ分けがものすごく大事だなというのと、ホテルを回っていると、もうほぼワールドカップの期間中は埋まってしまっている。あとはネットでしか予約をとらないところで、3か月前、4か月前とかからしか予約の受付をしないところが空いてるので、多分、国内のお客さんは、それを今待っている状態だ

と思うんですね。多分それでも絶対入りきれないので、間際になるほど混乱が生じてくるんじゃないかという懸念があります。今ネットで見ても、ラグビーワールドカップ、大分宿泊って何も出てこないですね。ここはせっかくのチャンスなので、周辺の市町村の宿泊施設も含めて、何か誘導できるような道筋を作ってあげるといいという気がしますので、ぜひ取組をお願いしたいと思います。

それと、実習生の関係は分かりました。失踪するというところは、どこかで受け入れているところがあるということなので、まず受け入れているところが県内の企業にならないようにという観点での取組をぜひお願いしたいと思います。

それと専門学校については、例えば大原の自動車専門学校にも6人入っていて、ここに自動車のディーラーが奨学金を作って受入れをしていたり、もうそこまで来ているので、専門学校にどんどん受け入れていただいて、そこから県内企業に就職していただくという道も、もっと積極的に開拓していいんじゃないかなという気がします。他県等の状況を見ながら、ぜひ研究して取組をお願いしたいと思います。

大友委員長 ほかに質疑もないようですので、これを持ちまして、令和元年度行政組織及び重点事業等についてを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いいたします。

岡田観光政策課長 資料の40ページをお開きください。

第3期ツーリズム戦略について御説明します。ツーリズム戦略は、本県観光の目指すべき目標を定めたものです。平成24年度に策定し、平成27年度に改定を行い、このたび第3期としての2019年度から3年間の戦略を策定しました。策定にあたっては、平成30年度当初から策定作業を開始し、市町村や観光協会を集めた会議を計3回、各分野の民間事業者の代表で構成する推進会議を計3回開催しながら内容を固め素案を作り上げました。議員の皆さまには12月の常任委員会で素案の説明をさせていた

だいたところでは、その後、3月下旬から実施したパブリックコメントの御意見を参考にして、本日お配りしている日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略をまとめたところです。第3期ツーリズム戦略の基本的な考え方は、「日本一のおんせん県おおいたの味も満載」のキャッチフレーズのもと、三つの重点指針を柱として五つの戦略に取り組みます。これまでの戦略とは体系が変わり、地域の観光素材磨き、情報発信とブランド力の向上、ターゲットに応じた誘客、安心して快適な旅を支える態勢整備の四つの戦略に、観光産業の振興と観光人材の確保・育成を新たに加えた五つの戦略になりました。五つの戦略の特徴ですが、戦略1地域の観光素材磨きでは、温泉をはじめ、食や自然、歴史、芸術などの観光素材ごとに項目を設定し、詳細に取組内容を記載しています。

さらに、第2期戦略から、スポーツツーリズムの項目を追加したところです。

次に、戦略2情報発信とブランド力の向上では、情報発信とブランド力向上の取組内容を分けて記載しています。特に、昨年度に別府市で開催した世界温泉地サミットのレガシー対策として、温泉の魅力を世界へ発信していきます。

また、第2期戦略では、柱の一つであった県域連携を、戦略3ターゲットに応じた誘客に集約したところです。

さらに、戦略1・2・3を支える視点で、戦略4安心して快適な旅を支える態勢整備の項目を設定し、取り組む内容を記載しています。

今回の策定にあたっての大きな変更点は、戦略5観光産業の振興と観光人材の確保・育成についての取組項目を追加したところです。これは、今年度、観光施策全般を商工観光労働部に集約する組織改正が行われたことに伴い、観光産業のサービスの充実や生産性向上のほか、宿泊施設の集客力の強化、さらには体験型観光の促進、夜間観光の導入、キャッシュレス化の推進、外国人労働者の受入れなどの具体的な取組について記載しています。

また、国別外国人宿泊客数の誘客目標を設定し、インバウンド対策の強化を図ります。この

ような内容により、第3期ツーリズム戦略を策定したところです。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、御意見はございませんか。

太田委員 目標は観光入込客の人数だけなんです、その消費単価のことをもう少し戦略的にやらないと。もうちょっと知恵を使わないと、インバウンドのお客さんがお金を落とさないと行き着くところは疲弊して、くたびれもうけというだけになる。2020年を過ぎた後に、一気に潮が引くみたいにお客さんがいなくなるという状況も見えるので、その辺を少し視野に入れながら戦略を作っていくといけない。今はおんせん県おおいただけで売っていますけど、何か、大分の文化を創造するようなことをやらないと、息の長い持続可能な温泉地にはならないのかなと思います。

また、インバウンド用のトイレを湯布院でも設けているんですが、マナーが悪すぎるので、来る前から業者がパンフレットなどで日本のトイレの使い方を周知しないと、特に韓国の方はひどすぎるんですね。それを日本人のお客さんが見ると、こんな湯布院になんか行きたくないということになるので、何かそういう教育や日本の文化のPRもお願いしたいと思います。

阿部審議監兼観光局長 1点目ですが、観光消費額については、資料40ページの左の表、第1・2期戦略の達成状況の上から4番目に観光消費額がありまして、これは、あえて第3期の目標としてはあげていませんけども、プラン2015の中に既に入っていて、おっしゃるとおり、ここが伸びてないというのが一つ課題になっています。正にそこを観光産業振興の上でどう捉えるかということで、観光局が商工労働部に入ってきたと私どもも理解していて、今後どうやってお金を落とす仕組みづくりをやっていくかが問題だと思います。確かに、大分県の場合、インバウンドのうち韓国が全体の6割以上を占めている中で、韓国人の単価が1人当たり7万円しかなく、そのため全体の単価が落ちていきますので、お金を落とす仕組みづくりを個別

具体的に、着地型旅行商品を考案する等々、また考えていきたいと思っています。

もう一つのトイレの問題ですが、大分県としては、平成27年から、全国に先駆けて、民間、公共団体共にトイレの洋式化などを進めており、今250ぐらいの施設で改善されています。ただ、確かに湯布院はオーバーツーリズムと言われる状況で、こういうところは別途、対策を講じていかなければいけないと考えています。

大友委員長 そのほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の皆さんはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに質疑もないようですので、②の報告をお願いします。

徳野雇用労働政策課長 大分県外国人材受入れ・共生のための対応策について御報告します。

委員会資料の42ページを御覧ください。

本年3月に大分県外国人受入れ・共生のための対応策協議会が策定した大分県外国人材受入れ・共生のための対応策概要により御説明します。

まず、協議会設立の背景ですが、昨年12月の入管難民法の改正に伴い、新たな在留資格、特定技能が創設され、今後、外国人がさらに増加していくことも想定されることから、大分県としての対応を市町村と一体的に検討していくため、大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策協議会を12月25日に設立しました。

次に、この対応策の目的ですが、人口減少が進み、企業等の人材獲得競争が厳しくなる中、大分県は、外国人材から選んでもらえる県になることが重要と考え、そのために、県と市町村が足並みをそろえ、企業等が必要とする外国人材を適正に受入れ、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる地域社会を実現することを目的としたところです。県の取組方針としては、大分県中小企業団体中央会等との連携を通じて、企業等による外国人材の円滑な受入れを支援するとともに、県内在住の外国人の生活サービス環境の改善を図るため、一元的な相談窓口の設

置や多言語での災害情報発信など、県内全体的に行うことがよりよい行政サービスの提供につながる取組を行います。

一方、市町村の取組方針としては、地域の実情に応じて、生活ガイドブックや防災マップ、ホームページの多言語対応など、外国人と日本人が共生していく、暮らしやすい地域社会づくりを進めるとともに、外国人が地域での暮らし方や地域の歴史を学ぶ研修会や日本人向けの多文化交流活動など、地域の商工団体や企業等と連携して、外国人材に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を行います。

なお、今回策定した対応策は、この協議会を毎年開催することにより、対応策に盛り込まれた施策の進捗状況を把握し、必要な施策を随時加えて充実するようフォローアップを行い、外国人材の受入れと共生に向けた環境整備を促進します。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、御意見等はありませんか。

浦野委員 資料の43ページ、附属資料の市町村別国籍・地域別在留外国人数を見てびっくりしたんですが、韓国の方よりベトナムの方が多いい。しかも中津市、豊後高田市、国東市は、自動車産業の影響だと思うんですが、ベトナムの方が群を抜いて多いという状況になっています。臼杵市はフィリピンの方が多いいんですけど。外国人に対する生活サポートの点で言うと、例えば文字の表記にしても、中国語、韓国語の表記がある案内板は結構目にするのが多いいんですけども、ベトナムの方が非常に多いということに関して、何らかの対応は進めているんでしょうか。

徳野雇用労働政策課長 43ページ、44ページの資料は、県内の状況を市町村の住民登録台帳で調べた数値ですが、まず43ページは、在留外国人なので、技能実習生以外にも、例えば日本人と結婚している方とか、留学生も入っていて、ベトナムのこの2千人のうち、約500人がAPUの留学生で、1,500人ぐらいが技能実習生ではないかなと推測されます。逆に、

韓国とか中国とかは、そういった技能実習生よりも、前から在住している方とか留学生が多く、かなり日本語の読み書きができますので、そんなに支援は必要はないかなと思っています。

技能実習生とか、これから来られる方に関しては、やはり言葉がまだ、特に読み書きができないので、市町村の届出等を多言語にできないのか、そういったところを訳して説明してくれる方がいたらいいなとかいうことを協議してしています。来月から大分市に8言語で相談できる窓口を作って、そこに電話やメールで、自分の国の言葉で相談できる体制を作る予定にしています。企画振興部と連携して進めています。

それから市町村においても、住民課にそういった方たちが来たりしたときに一緒に対応できるような体制も今考えています。まだこれからですけど、日本語が読めない、それからちょっと難しい言葉がしゃべれないという方はこれからもっと増えてくるのではないかと想定されますので、対応は考えているところです。

大友委員長 そのほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の皆さまはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに質疑もないようですので、③の報告をお願いいたします。

稲垣経営創造・金融課長 委員会資料の45ページを御覧ください。

創業・スタートアップの状況について、御報告します。

人口減少や少子高齢化が進み、多くの社会課題が身近にある中で、創業・スタートアップは新たなビジネスや雇用を生み出し、将来の地域経済のエンジンになりうるとともに、若者や女性の多様な生き方の受皿としても期待され、地方創生の実現のため、創業・スタートアップの促進を積極的に図る必要があります。

まず、支援内容ですが、平成27年度に設置したおおいたスタートアップセンターを拠点に、市町村や商工団体等支援機関と連携し、創業準備相談などの個別支援や、財務、マーケティング

グなど基礎知識を習得する各種セミナー等を開催するとともに、対象を女性起業家や留学生に絞った支援を実施しています。

また、成長志向のある目線の高いベンチャー企業を総合的に支援するアクセラレーションプログラムを実施するとともに、平成31年2月の1か月間をクリエイティブ・スタートアップマンスとして、「湯けむりスタートアップサミット2019」など九つのイベントを集中的に実施し、創業に向けた機運の醸成を図ったところです。平成31年度には、新たに、起業という選択肢を意識できる学生を育成するため大学生向け起業家教育や、技術的なポテンシャルが高く将来の成長が期待できる大学発ベンチャーの創出支援を行うこととしています。

46ページをお開き願います。

次に、平成30年度の創業支援実績ですが、599件で前年度より28件増加しています。性別では女性が28.2%で、女性比率は年々増加しており、現在、この割合を3分の1に引き上げようと努めています。次に年代別では、30代が一番多く37%で、これに20代を加えた30代以下では45%と、約半数を占める勢いとなっています。地域別では、大分市が42.4%と一番多く、業種別では1位が飲食業24.7%、2位が理美容などの個人向けサービス業が21.7%、3位が小売業12.2%です。就業予定者数は代表者を含めて2.2人です。創業件数は順調に増加しており、創業の裾野は拡大しつつあると認識していますが、業種別で見ると、飲食、理美容など個人業種が多く、革新的なアイデアや技術をもとに、新しいサービスやビジネスを展開し急成長していく、いわゆるベンチャー企業の創出は、まだ道半ばと思っています。引き続き、創業・スタートアップの促進に努めます。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、御意見等はありませんか。

浦野委員 ふだん社会保険労務士の仕事で創業のお手伝いをすることが多いのですが、残念ながら創業はしたけど続かない企業が多いわけで

すね。ですから、スタートアップセンターなどでちゃんと相談して創業された方というのは、比較的、まだ生き残っているところが多いのかなという印象を受けているんですが、創業後のフォローや現状把握はどのような体制で行われているのかということと、創業した後についてこういう状況だと、今、感じてるところがありましたら、教えてください。

稲垣経営創造・金融課長 まず、創業後の指導なんですけど、創業にあたっては、ここに書いているように、おおいたスタートアップセンターを中心としつつ、地域の商工会とか、商工会議所、また金融機関の方々にも御協力いただきながら創業相談を受け、支援しています。創業後については、定期的に巡回指導する中で、状況等を聞き取り、困り事があれば、それを踏まえていろいろな経営改善のための指導をしているところです。

あと、創業後の状況がどのようになっているのかということなんですけど、小売業とか飲食業については、やはりかなり競争が厳しくて、開業しても、いつの間にかなくなっているという状況が多くあるように見受けられます。県としては、創業後継続して活動を維持すること、そしてどんどん拡大することが非常に大事だと思っています。創業後一定期間、順調に伸びていったら、大体そのサービスが皆さんに受け入れられて、その後、頭打ちになって、最後に落ちていくような状況になりますので、そういったときに、また新たなサービスや商品の開発などを支援するために、経営革新計画を作っていたりしながら、自分でどのように状況を検証して、また新たに展開していけばいいかを考えていただくよう、県としても後押ししている状況です。

浦野委員 分かりました。私が思うのは、創業の支援というのは、もちろんリアルな指導もするとは思いますが、どちらかと言えば、夢のあるような仕事を後押しすることだと思うんです。実際、創業して役に立つのはリアルな失敗体験談で、それを知っておくと、仕事を続けていくときに、ああ、こういう状態が危険なんだなというのが自分で分かって、続けていける一

つの要因になるんじゃないかと思いますので、創業後のフォローで得られた情報とかをぜひフィードバックしてもらえたらと思います。

太田委員 留学生支援というのは、留学生の方が日本で起業される際に支援するということがいいですか。

稲垣経営創造・金融課長 大分県はAPUがあるように、人口10万人当たりの留学生が非常に多いという状況の中、創業支援においても留学生を対象を絞った支援があります。留学ビザで留学していますが、その後、民間の県内、国内の企業に就職される方だけではなく、国内で創業をする方もいるので、それを後押ししようということなんです。創業する場合は経営管理ビザという別のビザを取る必要がありますので、留学生が留学中から自分で事業計画を立てて、それを周りで専門家がより現実に近いものに練って、それを皆さんに知ってもらってマッチングの場を設ける。そういったことによって留学生が留学後、国内、また県内で創業できるように支援を行っているところです。

太田委員 一般の外国人がそのように起業したときには、同じ制度は使えるんですか。というのは、現実に今、規制緩和で外国人のオーナーが民宿みたいなものを開いて、外国人労働者を、例えば中国のオーナーが中国人を雇って中国人のお客さんを受け入れるといったことをしているんです。地域とのコミュニケーションが全くないので、誰が経営しているか地域の人には全然分からないけど、お客さんがどんどんそこには行くというものが、もう今、雨後のタケノコみたいにできているんです。

それも空き家対策なんですよね。空き家を安く買って、いつの間にか旅館、民宿になっていて、当然、食事の提供も何もない、ただもうベッドだけで管理人もいないと。お客さんは先に宿泊代を振込みして、自分の部屋は、ダイヤル何番を回せば、そこに入れるみたいなのところもどんどんできているんですが、そういうところにも支援ができるのか。

稲垣経営創造・金融課長 現在、県として事業をやっているのは、主に留学生を対象としたも

ので、留学生が起業する後押しということですが、一方で、国は、外国人が起業する場合の要件として、会社を起こすときに500万円といった要件があったのを300万円に緩和していて、これは留学生だけではなく、一般の外国人が起業する場合にも適用になります。そういった要件緩和で、どんどん県内でも起業を進められるような指導なり、応援をしていきたいなと思っています。

太田委員 多分、その県の思惑とは違う方向のものが観光の中には生まれてきているのではないかという気がします。一種の外国そのものがそこにあるみたいな、経営者も外国人、利用されるお客さんも全部外国人で、もうタクシーから何から全部外国仕様で日本に来るといような、国、県が考えているのとはまた違った観光の実態があるので、それについて調べてほしいなという気がします。

大友委員長 国内でも違う地域で似たような状況になっているところが何か所もあると思うんですね。そういうところがどういう対策をとっているか、また調べていただけたらいいかなと思います。

そのほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の皆さんはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに質疑もないようですので、④の報告をお願いいたします。

高野企業立地推進課長 30年度の企業誘致の状況について、御報告いたします。

委員会資料の47ページを御覧ください。

平成30年度の企業誘致件数は59件で、統計を取り始めた昭和54年以降、過去最高となりました。雇用者数は、1,522人であり、2年連続で1千人を超えました。その下の投資額は、790億円と昨年度から250億円増加しました。なお、平成15年度からの累計では、435件の企業立地があり、2万84人の新規雇用と9,658億円の設備投資に結び付いています。市町村別では、北部地域が18件と、

引き続き自動車関連が好調でした。東部地域では12件と平成15年度以降、初めて二桁の大台に乗りました。中部地域も21件と伸びていますが、初の外資系の企業の誘致など情報通信関連企業の進出が好調なこと、大分流通業務団地の分譲が8件と過去最多なことなどが要因となっています。今年度も企業誘致を取り巻く環境変化に留意しつつ、自動車関連や半導体関連などを中心とした製造業の誘致を引き続き進めるとともに、IoT、AI等により新たな価値を生み出す分野の企業誘致、条件不利地域等におけるサテライトオフィスの誘致に努め、大分県版第4次産業革命の発展などに資する多様な業種の誘致企業にも一層積極的に取り組んでまいります。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、御意見等はありませんでしょうか。

元吉委員 誘致企業の件数ですけど、例えば増床したとかいう場合も1件に入るんですか。

高野企業立地推進課長 件数については、新設、増設を含めた形での件数となっています。

大友委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の皆さんはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 以上で予定されていた案件は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別にないようですので、これをもって商工観光労働部関係を終わります。

執行部の皆さまは大変お疲れさまでした。

〔商工観光労働部、委員外議員退出〕

大友委員長 これより内部協議を行います。

まず、県内所管事務調査についてですが、事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

大友委員長 以上、事務局から説明させましたが、この行程でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 それでは、この案で実施することとします。

欠席や別行動となる場合は、早めに事務局に連絡してください。

以上で本日の予定案件は終了しましたので、これをもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。